

平成25年度 北海道男女平等参画審議会 第1回専門部会
(北海道配偶者暴力防止基本計画改定) 議事要旨

日時 平成25年12月16日(月) 14:00~16:00
場所 北海道庁本庁舎12階 1号会議室

(次 第)

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の取組状況について
 - (2) 第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画(仮称)検討案について
- 3 閉 会

(議事要旨)

(1) 第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の取組状況について

○事務局

- ・ 配付資料確認。資料1、資料2及び資料3により、第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の計画期間中(平成21年度から平成25年度)の取組状況、配偶者からの暴力被害の現状について説明。

○多田委員

- ・ 平成23年、24年度に実施した夜間休日DV電話相談について、25年度に実施していない理由は何か。

○事務局

- ・ 国の住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用した試行の取組であり、その交付金事業が平成24年度で終了した旨説明。

○山崎部会長

- ・ 外国籍の人たちへ周知する取組は、北海道ではどのようになっているか。

○事務局

- ・ 内閣府で作成した8カ国語の外国語のパンフレットを配偶者暴力相談支援センターに配架し、外国籍の相談者に配付している旨説明。

○山崎部会長

- ・ 道が過去に作成した、医療機関向け対応マニュアル、民生委員向け相談対応マニュアル、人権委員向け相談対応マニュアル及び自立支援ハンドブックについては、必要に応じて要望があれば配付してもらえるのか。

○事務局

- ・ 対応可能である旨回答。

○鈴木委員

- ・ 資料3については、全国と北海道の相談件数を比較する場合、総件数ではなく、女性1万人当たりの相談件数がグラフになっていると、北海道が全国に比べてどうなのかがわかりやすくなるし、増加率など何か全国と比較するポイントがあればわかりやすい。

○山崎部会長

- ・ 全国と比較すると、1万人当たりの相談件数については、全国の0.7倍だが、一時保護件数になると、全国に比べて1.6倍となっており、北海道の一時保護の件数が高いことについて、どういうふうに分しているか。

○事務局

- ・ 各都道府県では婦人保護施設は1ヶ所しかないが、北海道は大変広域なため、民間シェルターが各地域にあり、被害者にとっては相談、一時保護がスムーズにしている状況にあると思っており、そういう意味で一時保護が少し割合が高いのではないかと理解している旨説明。

○多田委員

- ・平成23年、24年度に実施した夜間休日DV電話相談の相談件数は何件か。

○事務局

- ・夜間休日の電話相談件数については、平成23年度は平日夜間が146件、土日休日が204件で、合計350件、平成24年度は平日夜間が205件、土日休日が288件、合計493件で、1日当たり1、2件であるが、2年しか実施せず、周知期間があまりない中では、需要としてはあると感じている旨説明。

(2) 第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）検討案について

○事務局

- ・資料4、資料5及び資料6により国の基本方針一部改定案及び第2次基本計画の全体的な構成案について説明。

○広瀬委員

- ・資料5の内閣府で国の方針の中に盛り込まれる事項として示された項目に対して、基本計画案で不要とした判断理由は何か。

○事務局

- ・国の基本方針の中に盛り込まれる事項であっても、加害者の対応や保護命令の発令件数の記載などは、国のやるべきものと判断しており、北海道単独で進めるものとしては、馴染まないのではないかというような関係のものを不要としている。

○山崎部会長

- ・住民票の閲覧制限については、現状では、ストーカー規制法上のものと、DV防止法上のものと、児童虐待防止法に関するものがあるが、基本計画に関係があるのはDV防止法上のものだけということで、後は他の機関だから不要で、在留資格関係は入国管理局の所管ということか。

○事務局

- ・そうである。

○事務局

- ・資料7により、第3次基本計画の変更点や具体的な取組について説明。

○鈴木委員

- ・「加害者更生に関する調査研究等の促進」について、先の資料5では「加害者への対応」については不要という説明だったと思うが、これは違うものなのか。

○事務局

- ・国では「対応への配慮」という少し進んだ形になっているが、道単独ではそこまで取り組めないで、道の計画上では、「その検討の情報収集に努める」と記述しており、そういう意味で道としては対応しないという意味である。

○鈴木委員

- ・「男性被害者の一時保護については、委託により社会福祉施設などを活用し実施します」となっているが、既に実施されているということか。

○事務局

- ・現在は、まだ実施していないが、現在、その可能性について探っており、次の計画期間中には実施できると思っている。

○鈴木委員

- ・男性被害者といっても、特に高齢者とか、障がい者ということではなく、普通の方でも、社会福祉施設に特別枠で入れていただくということなのか。

○事務局

- ・救護施設という生活保護対象者の施設では、男性・女性の区別なく受け入れており、入所措置でない場合も一時的に保護することができる施設なので、男性の一時保護も可能ではないかと考えている。

○鈴木委員

- ・ 女性相談援助センターにも色々な入所の条件があるので、男性の被害者も含め、そういった条件から外れてしまう方の支援というのも色々な形であつたらいいなと思っており、例えば集団生活ができないなどの事情で、今ある民間シェルターなり女性相談援助センターに入ることができない方というの、男性被害者のように個別に柔軟な対応ができるようになればいいと思う。
- ・ 「配偶者暴力相談支援センターは保護命令通知書の送付を受けた時に、警察や地方公共団体と連携して被害者の安全確保に努める」とあるが、今現在は、市町村から依頼した場合を除いては市内のどの方が保護命令を受けているという連絡はないので、保護命令通知書の送付を受けた時に地方公共団体の方にも、「この方が保護命令通知を受けました」という連絡がきて、連携して安全を確保するというところは、市町村がどういう形で関わるのかというイメージがわからない。

○事務局

- ・ 生活保護など色々な支援の問題もあって、市町村に対しては必要なことは連絡しているのかと思っていた。

○鈴木委員

- ・ その部署によって対応が違うので、閲覧制限のためとか、生活保護のためということで連携していくということであれば、これまでもやっているの、市町村の中でもそれぞれ個別に応じて連携するというのであれば理解した。

○事務局

- ・ 「ワンストップ化」ということで、例えば市町村の1箇所に通報したら関係する部署に全部連絡が行き、それぞれの役割の中で支援するように進めるべきであり、市町村を通さない入所者の場合には、女性相談援助センターから市町村に対して連絡した段階で、市町村の中で連絡がスムーズにいくようになればいいと考えている。

また、加害者からの追求が激しい場合に、出た後や転居する場合などにおいても、転出先での安全確保のために、市町村同士の連携も当然必要になってくるので、保護命令があった場合には、該当市町村にもきちんと情報を伝えておくということが、今回、国の方針の中にも含まれていることから、通知等をどう行うかは、女性相談援助センターとも詰めなければならないが、そういった情報の連携というのは必要と思っている。

○山崎部会長

- ・ 小さい市町村では、役場に知人などがいて、住民票を取り寄せるのに、被害者の方が不安を感じるということがあり、実際の運用に当たって配慮が必要ではないか。

○事務局

- ・ そういったことを念頭にセンターとも詰めて行きたいと思う。

○西岡委員

- ・ 学校における人権教育の中で、「予防教育」という言葉はあまり使われず、すんなり来ない。
- ・ そのあとに「教師や学校関係者による啓発活動への理解を促進する必要があります。」とあるが、これは具体的にどういったことを想定しているのか。

○事務局

- ・ 「予防教育」という言葉は、交際相手方からの暴力などの研究や色々な国で示している文書の中では使われている言葉であり、今回、敢えて使わせてもらった。
- ・ できれば学校の授業の中で、先生自らに教えていただくということを目標としているが、現実的にはなかなか難しい状況にあると認識しており、まずは、学校の先生方や関係者の方々に、そのことを理解してもらうことを進めたいと考えている。
- ・ 教育の方の現場で教えるノウハウと私どものDVに関する情報をうまく合わせて、互いに協力しながら検討し、教材の作成なども今後取り組んでいきたいと思っており、そういったものを通じて、先生方に少しでも自ら教えていただけるような方向に次期計画の中で取り組んでいきたいとの考えで、このように書き込んでいる。

○西岡委員

- ・ 学校というのは、普段の活動で目一杯なので、その辺にあまり力が入っていないのが現状だと思うが、今の社会状況を見ると、やはり中学、高校あたりから、この辺の教育をしっかりとやるこ

とが大事だし、教育現場でもそういう意識を醸成をしていかなければならないと思う。

- ・ これはストーカーとも関わってくる問題であり、先生方にDVの現状をとりあえず知ってもらうことに力を入れてやっていただきたい。

○鈴木委員

- ・ 小樽人権擁護委員協議会と協働で、デートDVのパンフレットを過去3年間、毎年夏休み前に小樽市内の高校8校に配付している。
- ・ 人権擁護委員の皆さんは積極的に研修を受け、地元の高校生に是非教えたいと熱意を持っているので、そういった方々と協力して、顔の見える繋がりの中で、根強くやっていくのもいいのかなと思う。
- ・ 子どもたちを集めて話すのも大事だが、分かりやすいものを作って配付するのが、一番手っ取り早くみんなに広く周知できるのかなと思う。

○山崎部会長

- ・ 札幌法務局の人権擁護委員は、子どもたちが遊びながら人権やいじめ、男女平等などを学ぶ学年に応じたプログラムを持っており、無料でやってくれるので、予算の心配をあまりしないで対応できるのかなと思う。
- ・ 学校の先生に理解していただくということでは、DV被害者の子ども達の置かれている現状を知ってもらって、教育を受ける権利への侵害がないように学校に対する働きかけというのも必要なのかなと思っている。
- ・ 学校のDV被害者の子どもの受け入れ体制や加害者である父親が乗り込んできたらどうしたらいいのかというようなことなどに関して、学校の対応マニュアルなど、先生達が安心するような何かがあるといいのかなと思う。

○事務局

- ・ DV被害者の子どもが通っている学校の先生がどうやって対応すればいいのか、内容は相談させていただいて、そういうものが作成できないか検討する。

○鈴木委員

- ・ 子ども達を預かっている学校としては、不安であるということはそのとおりだと思うので、先生方からどんなことが不安で、どんなことを心配しているかという情報を集めて、それにきちんと回答するとお互いにいい関係で連携できると思う。

○広瀬委員

- ・ 「若年層への効果的な啓発の推進」ということでは、私は大学に勤め、まさに若年層を相手にしているが、DVに関する小さなパンフレットをうちの大学にも置いてはいるものの、活用はなかなかうまくは行っておらず、学生にどれくらい浸透しているのかというのも量れない状況。
- ・ ただ学内にはハラスメント防止委員会があり、広い意味でのハラスメントの被害者から申し出があった場合にはどう救済するのかという措置は取っており、DVということになると、今まで出てきている案件ではそんなに多くはないが、女学生が交際相手に殴られたという話は耳には入ってくるので、そのあたりをどういうふうに浸透させていくかということが、非常に重要な課題だと思っている。
- ・ 道では、そういったDV防止啓発パンフレットを作成しているか。

○事務局

- ・ 去年作成した冊子「STOP DV」があり、企画会社に依頼しキャラバンを組んで道内でのPRをしたが、限られた個所数で、なかなか若者に浸透というのは難しいと思っている。

○山崎部会長

- ・ 大学ではジェンダーの先生が授業に呼んでくれて、2コマくらい取って話しに行くということも結構ある。

○西岡委員

- ・ 「STOP DV」の冊子について、中学校や高校の各校に送っているのか。

○事務局

- ・ 中学校、高校には送っていない。

○山崎部会長

- ・ この間、札幌市教育委員会に呼ばれて中学校に行ったが、中学の人権の授業をやっている先生

で、デートDVの授業をやっているということで、本当に大人と同じである。

○事務局

- ・ 去年、一昨年とデートDVの出前講座をやったが、来年からは予算がないためできないので、来年度はできれば、冊子かリーフレットを作成し、全道の高校1年生全員に配れるようなものがないか検討している。

○山崎部会長

- ・ 高校に行かない子がいるので、中学で配付できたらいいと思う。

○鈴木委員

- ・ 早めにやって、また高校ぐらいの実際に揉めてる年代で、小出しにしていかないと1回では済まない。

○事務局

- ・ 配布先について検討する。

○多田委員

- ・ 民生委員について、一部だとは思いますが、まだDVについてきちんと認識していないケースもあるので、マニュアルの作成の時には、被害者対応の周知や理解について気を付けていただきたいと思う。

○事務局

- ・ 民生委員も結構替わるので、こちらからも定期的に研修を受けてもらうように働きかける必要があるかもしれない。

○鈴木委員

- ・ マニュアルがあっても、目を通して全部身につけるとするのは難しいので、実際にこういう事があるって、凄く困っている人がいるというポイントで具体的な事例をいくつか挙げると、皆さんも「これから気をつけよう」と分かってもらえるかもしれない。

○多田委員

- ・ 人によって対応に違いが出てくることがある。

○鈴木委員

- ・ コミュニケーション力の差でちゃんと伝わらないこともあり、全員が同じレベルになるというのは難しいと思う。

○山崎部会長

- ・ 民生委員のマニュアルを利用した研修を開いてくださいということを道の方から市町村にお願いすることができるか。

○事務局

- ・ 民生委員の団体から市町村の民生委員へという方がいいと思う。関係機関連絡会議に民生委員の団体も入ってもらっているので、働きかけをしたり、各地域で実施している民生委員の研修会で、話題や議題としてあげてもらうこともあるかもしれない。

○鈴木委員

- ・ 継続して地道にやるしかない。

○山崎部会長

- ・ 夜間・休日の女性相談援助センターへの連絡について、相談を受けた関係機関が、5時15分を過ぎた後に援助センターに電話をすると、「もう終了しました」というようなアナウンスが流れ、連絡がつかず困っているというような話を聞いたが、援助センターの方から、相談を受けている各関係機関に対しては、夜間、休日でも原則対応する場所であるべきで、その辺の周知徹底をお願いしたい。

○山崎部会長

- ・ 母子支援施設、母子寮については、基本的にそこに住所がある人は入れるが、DV被害者の場合は住民票をなかなか移せないという状況の中で、送る側の（総合）振興局社会福祉課（町村の場合）か住民票がある市が措置決定することになるが、集団生活になじめないということがあれば、措置決定してくれない場合があり、すごくハードルが高い。母子生活支援施設との連携の充実ということであれば、北海道は広域が多くなるので、具体的にどういうふうに連携しやすく出来るのかというのも検討課題である。

○事務局

- ・ 保健福祉部の方に実態を確認させていただいて、その上で何が出来るのか、調べて検討する。

○事務局

- ・ 12月26日の官報で国の基本方針が出るので、これと今回の意見を踏まえて、改正案を作成し、庁内の検討会議で検討した上で、次回の専門部会の際に修正案について議論いただきたい。

○鈴木委員

- ・ 女性相談援助センターの方に、計画に関連して、退所後の自立支援の部分はどのようなふうになっているのか、援助センターがどういった関わりを持っていくのか、計画の中に援助センターをどのようなふうに位置づけていくのか、などについて聴いてみたい。

○事務局

- ・ 次回の時に、援助センターから質問等や実態について説明する。